

鹿 児 島 県 公 報

令和 7 年 3 月 28 日（金）第 603 号の 18



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番 1 号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

規 則

- 鹿児島県職員扶養手当支給規則の一部を改正する規則（※）（人事課取扱い） 1
- 単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（※）（人事課取扱い） 4
- 鹿児島県職員の通勤手当支給規則の一部を改正する規則（※）（人事課取扱い） 17
- 鹿児島県職員の期末手当及び勤勉手当支給規則の一部を改正する規則（※）（人事課取扱い） 24
- 鹿児島県職員の地域手当の支給に関する規則の一部を改正する規則（※）（人事課取扱い） 24
- 鹿児島県職員の特勤勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則（※）（人事課取扱い） 25
- 鹿児島県職員の住居手当支給規則の一部を改正する規則（※）（人事課取扱い） 27

規 則

鹿児島県職員扶養手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 28 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県規則第33号

鹿児島県職員扶養手当支給規則の一部を改正する規則

鹿児島県職員扶養手当支給規則（昭和26年鹿児島県規則第38号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項を次のように改める。

次の各号に掲げる職員は、それぞれ当該各号に定める届出書により、速やかに任命権者に届け出なければならない。

- (1) 新たに扶養手当の支給を受けようとする職員 扶養親族等届出書（別記第 1 号様式）
- (2) 既に扶養手当の支給を受けていた職員で、扶養親族の恒常的な所得の年間の見込額その他の扶養の事実等に変更があつたもの 扶養親族変更届出書（別記第 2 号様式）

第 2 条第 2 項中「同項の」の次に「規定による」を加え、同条に次の 1 項を加える。

- 3 第 1 項の規定にかかわらず、任命権者において扶養の事実等を認定することができる場合として知事が人事委員会と協議して定める場合には、同項の規定による届出を要しない。

第 3 条第 1 項を次のように改める。

任命権者は、前条第 1 項の規定による届出があつた場合には、その届出に係る事実及び扶養手当の月額を認定しなければならない。同条第 3 項に規定する場合においても、同様とする。

第 3 条第 2 項を削り、同条第 3 項中「第 1 項」を「前項」に改め、同項第 1 号中「配偶者」の次に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」を加え、同項を同条第 2 項とする。

第 7 条を削り、第 6 条を第 7 条とする。

第 5 条第 2 項中「当り」を「当たり」に改め、同条を第 6 条とする。

第 4 条第 1 項中「第 2 条の届出をなした」を「第 2 条第 1 項の届出をした」に、「前条」を「第 3 条第 1 項」に、「当つて」を「当たつて」に改め、同条を第 5 条とする。

第 3 条の次に次の 1 条を加える。

（支給の始期及び終期）

第 4 条 扶養手当の支給は、職員が新たに条例第 9 条第 1 項の職員たる要件を具備するに至つた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至つた日（知事が人事委員会と協議して定める場合にあつては、当該要件を欠くに至つた日以降の日で知事が人事委員会と協議して定める日）の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもつて終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、第 2 条第 1 項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から 20 日を経過した後にはされたときは、その 20 日を経過したことにつき、特に任命権者の承認があつた場合を除くほか、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2 扶養手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

附則第 2 項及び第 3 項を次のように改める。

（令和 7 年改正条例附則第 4 項又は第 5 項の規定が適用される間の読替え）

2 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間は、第 1 条中「条例」とあるのは「鹿児島県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和 7 年鹿児島県条例第 12 号）附則第 4 項の規定により読み替えられた条例（以下「令和 7 年改正条例附則第 4 項による読替え後の条例」という。）」と、第 1 条の 2 中「条例第 9 条第 1 項の」とあるのは「令和 7 年改正条例附則第 4 項による読替え後の条例第 9 条第 1 項に規定する職務の級が行政職給料表の 9 級に相当する職員として」と、第 1 条の 3 及び第 4 条第 1 項中「条例」とあるのは「令和 7 年改正条例附則第 4 項による読替え後の条例」とする。

3 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの間は、第 1 条中「条例」とあるのは「鹿児島県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和 7 年鹿児島県条例第 12 号）附則第 5 項の規定により読み替えられた条例（以下「令和 7 年改正条例附則第 5 項による読替え後の条例」という。）」と、第 1 条の 2 中「条例第 9 条第 1 項の」とあるのは「令和 7 年改正条例附則第 5 項による読替え後の条例第 9 条第 1 項に規定する職務の級が行政職給料表の 9 級に相当する職員として」と、第 1 条の 3 及び第 4 条第 1 項中「条例」とあるのは「令和 7 年改正条例附則第 5 項による読替え後の条例」とする。

附則に次の 1 項を加える。

（行政職給料表の 8 級以上の職員に相当する職員）

4 鹿児島県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和 7 年鹿児島県条例第 12 号）附則第 4 項又は第 5 項の規定により読み替えられた条例第 9 条第 1 項に規定する職務の級が行政職給料表 8 級以上に相当する職員として知事が人事委員会と協議して定める職員は、第 1 条の 2 及び第 1 条の 3 に規定する職員とする。

別記第 1 号様式中

「
 鹿児島県職員の給与に関する条例第 10 条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。
」

を

「
 鹿児島県扶養手当支給規則第 2 条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。
」

「 ※ 」

に、「※特定期間」を「※加算期間」に、

扶 養 手 当 額 異 動 記 入 欄	扶 養 親 族
	配 偶 者
	配 偶 者 以 外 の 認 定 扶 養 親 族
	認定扶養親族のうち特定 期間にある子
	計

※ 扶 養 手 当 額 変 更 記 入 欄	扶 養 親 族
	配 偶 者
	配 偶 者 以 外 の 認 定 扶 養 親 族
	認定扶養親族のうち加算 期間にある子
	計

に改め、同様式備考中「扶養手当額異動記入欄」を「扶

養手当額変更記入欄」に、「の異動」を「の変更」に、「扶養親族異動届出書又は配偶者のない職員となつたこと又は配偶者を有するに至つたことに関する届出書」を「扶養親族変更届出書」に改める。

別記第 2 号様式中「扶養親族異動届出書」を「扶養親族変更届出書」に、

「 扶養親族に異動があつたので、鹿児島県職員の給与に関する条例第 10 条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。」

を

「 扶養の事実等に変更があつたので、鹿児島県職員扶養手当支給規則第 2 条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。」

に、「異動年 異動の ※特定
月日 理由 期間」を「変更新 変更の ※加算
月日 理由 期間」に、

※
扶
養
手
当
額
異
動
記
入
欄

※
扶
養
手

当
額
変
更
記
入
欄

に，「認定扶養親族のうち
特定期間にある子」を「認定扶養親族のうち
加算期間にある子」に改め，同様式注

3 を削り，同様式注 4 中「異動」を「変更」に改め，同様式注 4 を同様式注 3 とする。
別記第 3 号様式を削る。

附 則

この規則は，令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

.....

単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 28 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県規則第 34 号

単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則（昭和 32 年鹿児島県規則第 77 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1（第 2 条，第 3 条関係）

現 業 職 給 料 表

職員 の区 分	職 務 の 級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円
	1	185,700	227,700	247,600	280,400	308,100
	2	187,400	228,500	248,700	281,100	309,500
	3	189,100	229,300	249,700	281,800	310,800
	4	190,800	230,100	250,700	282,500	312,000
	5	192,500	230,800	251,700	283,100	313,000
	6	194,200	231,600	252,900	283,700	314,200
	7	195,800	232,400	254,000	284,300	315,400
	8	197,400	233,200	255,000	284,900	316,500
	9	199,000	234,000	256,100	285,500	317,600
	10	200,500	234,700	257,100	286,100	318,700
	11	202,000	235,400	258,000	286,700	319,800
	12	203,500	236,100	258,500	287,200	320,900
	13	205,000	236,800	259,100	287,700	321,900
	14	206,500	237,400	259,500	288,200	323,000
	15	208,000	238,000	259,900	288,700	324,100
	16	209,500	238,600	260,400	289,100	325,200
	17	211,000	239,200	260,900	289,500	326,200
	18	212,400	239,800	261,400	289,900	327,300
	19	213,800	240,400	261,900	290,300	328,400
	20	215,200	240,900	262,500	290,700	329,400
	21	216,600	241,400	263,300	291,100	330,400
	22	217,700	241,900	263,900	291,500	331,400
	23	218,800	242,400	264,500	291,900	332,400
	24	219,900	242,900	265,300	292,300	333,400
	25	220,900	243,400	266,100	292,700	334,400
	26	221,800	243,900	266,800	293,100	335,300
	27	222,700	244,300	267,400	293,500	336,400
	28	223,600	244,800	268,200	293,900	337,400
	29	224,500	245,400	269,000	294,300	338,400
	30	225,300	245,900	269,700	294,800	339,400
	31	226,100	246,400	270,400	295,300	340,400
	32	226,900	246,800	271,100	295,800	341,300
	33	227,700	247,200	271,800	296,300	342,200
	34	228,400	247,700	272,500	296,800	343,100
	35	229,100	248,200	273,200	297,300	344,000
	36	229,800	248,600	273,900	297,800	344,900
	37	230,500	249,000	274,600	298,300	345,800
	38	231,100	249,500	275,300	299,000	346,800
	39	231,700	250,000	275,900	299,600	347,800
	40	232,300	250,400	276,500	300,300	348,700
	41	233,000	250,800	277,000	300,900	349,600
	42	233,500	251,300	277,500	301,500	350,500
	43	234,000	251,800	278,000	302,100	351,400
	44	234,500	252,200	278,500	302,600	352,200

45	235,000	252,600	279,000	303,100	353,000
46	235,400	253,000	279,500	303,700	353,800
47	235,800	253,400	280,000	304,300	354,600
48	236,200	253,800	280,400	304,900	355,300
49	236,600	254,200	280,800	305,500	356,000
50	236,900	254,600	281,300	306,200	356,800
51	237,200	255,000	281,700	306,900	357,600
52	237,500	255,400	282,200	307,600	358,200
53	237,800	255,800	282,600	308,200	358,900
54	238,100	256,200	283,100	308,900	359,500
55	238,400	256,600	283,600	309,600	360,200
56	238,700	257,000	284,100	310,200	360,900
57	238,900	257,300	284,600	310,800	361,500
58	239,200	257,700	285,200	311,500	362,000
59	239,500	258,100	285,800	312,200	362,500
60	239,700	258,400	286,400	312,800	363,000
61	239,900	258,700	287,000	313,300	363,400
62	240,200	259,100	287,600	313,800	
63	240,500	259,500	288,200	314,400	
64	240,700	259,800	288,800	315,000	
65	240,900	260,100	289,300	315,600	
66	241,200	260,400	289,800	316,000	
67	241,500	260,700	290,300	316,500	
68	241,700	260,900	290,800	317,000	
69	241,900	261,100	291,300	317,300	
70	242,200	261,400	291,800	317,800	
71	242,500	261,700	292,200	318,300	
72	242,700	261,900	292,600	318,700	
73	242,900	262,100	293,000	318,900	
74	243,200	262,400	293,400	319,200	
75	243,500	262,700	293,800	319,400	
76	243,700	262,900	294,200	319,700	
77	243,900	263,100	294,600	320,000	
78	244,200	263,400	295,000	320,300	
79	244,500	263,700	295,400	320,600	
80	244,700	263,900	295,900	320,800	
81	244,900	264,100	296,200	321,000	
82	245,200	264,400	296,700	321,300	
83	245,400	264,700	297,200	321,600	
84	245,700	264,900	297,700	321,800	
85	245,900	265,100	298,000	322,000	
86	246,100	265,300	298,500	322,300	
87	246,400	265,600	299,000	322,600	
88	246,700	265,900	299,300	322,900	
89	246,900	266,100	299,700	323,100	
90	247,200	266,300	300,200	323,400	
91	247,500	266,600	300,700	323,700	
92	247,700	266,800	301,200	323,900	

	93	247, 900	267, 100	301, 500	324, 100	
	94	248, 200	267, 400	301, 900	324, 400	
	95	248, 500	267, 700	302, 400	324, 700	
	96	248, 700	267, 900	302, 900	324, 900	
	97	248, 900	268, 100	303, 300	325, 100	
	98	249, 200	268, 400	303, 700		
	99	249, 500	268, 600	304, 000		
	100	249, 700	268, 900	304, 300		
	101	249, 900	269, 100	304, 600		
	102	250, 200	269, 300	305, 000		
	103	250, 500	269, 600	305, 300		
	104	250, 700	269, 900	305, 700		
	105	250, 900	270, 100	306, 000		
	106		270, 300	306, 400		
	107		270, 600	306, 800		
	108		270, 800	307, 100		
	109		271, 100	307, 300		
	110		271, 400	307, 600		
	111		271, 700	307, 900		
	112		271, 900	308, 100		
	113		272, 100	308, 300		
	114		272, 400	308, 600		
	115		272, 600	308, 900		
	116		272, 800	309, 100		
	117		273, 100	309, 300		
	118		273, 400	309, 600		
	119		273, 700	309, 900		
	120		273, 900	310, 100		
	121		274, 100	310, 300		
	122		274, 300	310, 600		
	123		274, 600	310, 900		
	124		274, 900	311, 100		
	125		275, 100	311, 300		
	126		275, 300	311, 600		
	127		275, 600	311, 900		
	128		275, 900	312, 100		
	129		276, 100	312, 300		
	130		276, 300			
	131		276, 600			
	132		276, 900			
	133		277, 100			
	134		277, 300			
	135		277, 600			
	136		277, 900			
	137		278, 100			
定年 前再 任用		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円

短時 間勤 務職 員		197, 900	209, 000	227, 500	248, 600	279, 800
---------------------	--	----------	----------	----------	----------	----------

備考 職員の給料月額、この表に掲げる給料月額に100分の100.51を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げる。）とする。

別表第 3 その他の項中「9.5」を「6.5」に改める。

別表第 4 技能免許職の項中「1 級 29 号給」を「1 級 13 号給」に、同表電話交換手の項及び衛視の項中「1 級 25 号給」を「1 級 9 号給」に、同表その他の項中「中学卒」を「高校卒」に、「1 級 9 号給」を「1 級 1 号給」に改める。

別表第 5 及び別表第 5 の 2 を次のように改める。

別表第 5（第 2 条関係）

昇 格 時 号 給 対 応 表

昇格した日の前 日に受けていた 号給	昇 格 後 の 号 給			
	2 級	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	1
11	1	1	1	1
12	1	1	1	1
13	1	1	1	1
14	1	2	1	1
15	1	3	1	1
16	1	4	1	1
17	1	5	1	1
18	1	6	1	1
19	1	7	1	1
20	1	8	1	1
21	1	9	1	1
22	2	10	1	1
23	3	11	1	2
24	4	12	1	2
25	5	13	1	3
26	6	13	1	3
27	7	14	1	4
28	8	14	1	4
29	9	15	1	5
30	10	15	2	6
31	11	16	3	7
32	12	16	4	8
33	13	17	5	9
34	14	18	6	9
35	15	19	7	10
36	16	20	8	10
37	17	21	9	11
38	18	22	10	11
39	19	23	11	12
40	20	24	12	12

41	21	25	13	13
42	22	26	14	13
43	23	27	15	14
44	24	28	16	14
45	25	29	17	15
46	26	29	18	15
47	27	30	19	16
48	28	30	20	16
49	29	31	21	17
50	30	31	22	17
51	31	32	23	18
52	32	32	24	18
53	33	33	25	19
54	34	34	26	19
55	35	35	27	20
56	36	36	28	20
57	37	37	29	21
58	38	38	30	21
59	39	39	31	22
60	40	40	32	22
61	41	41	33	23
62	42	42	34	23
63	43	43	35	24
64	44	44	36	24
65	45	45	37	25
66	45	45	38	25
67	45	46	39	25
68	46	46	40	25
69	46	47	41	26
70	46	47	42	26
71	47	48	43	26
72	47	48	44	26
73	47	49	45	27
74	48	49	46	27
75	48	49	47	27
76	48	50	48	27
77	49	50	49	28
78	49	50	50	28
79	49	51	51	28
80	50	51	52	28
81	50	51	53	28
82	50	52	54	28
83	51	52	55	29
84	51	52	56	29
85	51	53	57	29
86	52	53	57	29
87	52	53	58	29
88	52	54	58	29
89	52	54	59	30
90	52	54	59	30

91	53	55	60	30
92	53	55	60	30
93	53	55	61	30
94	53	56	61	30
95	53	56	62	31
96	54	56	62	31
97	54	57	63	31
98	54	57	63	
99	54	57	64	
100	54	58	64	
101	55	58	65	
102	55	58	66	
103	55	59	67	
104	55	59	68	
105	55	59	69	
106		60	69	
107		60	70	
108		60	70	
109		61	71	
110		61	71	
111		61	72	
112		61	72	
113		62	72	
114		62	72	
115		62	72	
116		62	72	
117		63	72	
118		63	72	
119		63	72	
120		63	72	
121		63	72	
122		63	72	
123		63	72	
124		63	72	
125		63	72	
126		63	72	
127		63	72	
128		63	72	
129		63	72	
130		63		
131		63		
132		63		
133		63		
134		63		
135		63		
136		63		
137		63		

別表第 5 の 2（第 2 条関係）

降 格 時 号 給 対 応 表

降格した日の前 日に受けていた 号給	降 格 後 の 号 給			
	1 級	2 級	3 級	4 級
1	21	13	29	22
2	22	14	30	24
3	23	15	31	26
4	24	16	32	28
5	25	17	33	29
6	26	18	34	30
7	27	19	35	31
8	28	20	36	32
9	29	21	37	34
10	30	22	38	36
11	31	23	39	38
12	32	24	40	40
13	33	26	41	42
14	34	28	42	44
15	35	30	43	46
16	36	32	44	48
17	37	33	45	50
18	38	34	46	52
19	39	35	47	54
20	40	36	48	56
21	41	37	49	58
22	42	38	50	60
23	43	39	51	62
24	44	40	52	64
25	45	41	53	68
26	46	42	54	72
27	47	43	55	76
28	48	44	56	82
29	49	46	57	88
30	50	48	58	94
31	51	50	59	97
32	52	52	60	97
33	53	53	61	97
34	54	54	62	97
35	55	55	63	97
36	56	56	64	97
37	57	57	65	97
38	58	58	66	97
39	59	59	67	97
40	60	60	68	97
41	61	61	69	97
42	62	62	70	97
43	63	63	71	97
44	64	64	72	97
45	67	66	73	97

46	70	68	74	97
47	73	70	75	97
48	76	72	76	97
49	79	75	77	97
50	82	78	78	97
51	85	81	79	97
52	90	84	80	97
53	95	87	81	97
54	100	90	82	97
55	105	93	83	97
56	105	96	84	97
57	105	99	86	97
58	105	102	88	97
59	105	105	90	97
60	105	108	92	97
61	105	112	94	97
62	105	116	96	
63	105	137	98	
64	105	137	100	
65	105	137	101	
66	105	137	102	
67	105	137	103	
68	105	137	104	
69	105	137	106	
70	105	137	108	
71	105	137	110	
72	105	137	129	
73	105	137	129	
74	105	137	129	
75	105	137	129	
76	105	137	129	
77	105	137	129	
78	105	137	129	
79	105	137	129	
80	105	137	129	
81	105	137	129	
82	105	137	129	
83	105	137	129	
84	105	137	129	
85	105	137	129	
86	105	137	129	
87	105	137	129	
88	105	137	129	
89	105	137	129	
90	105	137	129	
91	105	137	129	
92	105	137	129	
93	105	137	129	
94	105	137	129	
95	105	137	129	

96	105	137	129	
97	105	137	129	
98	105	137		
99	105	137		
100	105	137		
101	105	137		
102	105	137		
103	105	137		
104	105	137		
105	105	137		
106	105	137		
107	105	137		
108	105	137		
109	105	137		
110	105	137		
111	105	137		
112	105	137		
113	105	137		
114	105	137		
115	105	137		
116	105	137		
117	105	137		
118	105	137		
119	105	137		
120	105	137		
121	105	137		
122	105	137		
123	105	137		
124	105	137		
125	105	137		
126	105	137		
127	105	137		
128	105	137		
129	105	137		
130	105			
131	105			
132	105			
133	105			
134	105			
135	105			
136	105			
137	105			

附 則

- 1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 7 年 4 月 1 日（以下「切替日」という。）の前日において単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則（以下「規則」という。）の規定により給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給（同表において「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

- 3 切替日に昇格又は降格した職員については、当該昇格又は降格がないものとした場合にその者が切替日に受けることとなる号給を切替日の前日に受けていたものとみなして規則第 2 条第 5 項又は第 6 項の規定を適用する。
- 4 前 2 項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項については、鹿児島県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和 7 年鹿児島県条例第 12 号）の適用を受ける職員の例による。

附則別表（附則第 2 項関係）

号 給 の 切 替 表

旧号給	新 号 給			
	1 級	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	2	2	1
7	1	3	3	1
8	1	4	4	1
9	1	5	5	1
10	1	6	6	2
11	1	7	7	3
12	1	8	8	4
13	1	9	9	5
14	1	10	10	6
15	1	11	11	7
16	1	12	12	8
17	1	13	13	9
18	2	14	14	10
19	3	15	15	11
20	4	16	16	12
21	5	17	17	13
22	6	18	18	14
23	7	19	19	15
24	8	20	20	16
25	9	21	21	17
26	10	22	22	18
27	11	23	23	19
28	12	24	24	20
29	13	25	25	21
30	14	26	26	22
31	15	27	27	23
32	16	28	28	24
33	17	29	29	25
34	18	30	30	26
35	19	31	31	27
36	20	32	32	28
37	21	33	33	29
38	22	34	34	30
39	23	35	35	31
40	24	36	36	32

41	25	37	37	33
42	26	38	38	34
43	27	39	39	35
44	28	40	40	36
45	29	41	41	37
46	30	42	42	38
47	31	43	43	39
48	32	44	44	40
49	33	45	45	41
50	34	46	46	42
51	35	47	47	43
52	36	48	48	44
53	37	49	49	45
54	38	50	50	46
55	39	51	51	47
56	40	52	52	48
57	41	53	53	49
58	42	54	54	50
59	43	55	55	51
60	44	56	56	52
61	45	57	57	53
62	46	58	58	54
63	47	59	59	55
64	48	60	60	56
65	49	61	61	57
66	50	62	62	58
67	51	63	63	59
68	52	64	64	60
69	53	65	65	61
70	54	66	66	
71	55	67	67	
72	56	68	68	
73	57	69	69	
74	58	70	70	
75	59	71	71	
76	60	72	72	
77	61	73	73	
78	62	74	74	
79	63	75	75	
80	64	76	76	
81	65	77	77	
82	66	78	78	
83	67	79	79	
84	68	80	80	
85	69	81	81	
86	70	82	82	
87	71	83	83	
88	72	84	84	
89	73	85	85	
90	74	86	86	

91	75	87	87	
92	76	88	88	
93	77	89	89	
94	78	90	90	
95	79	91	91	
96	80	92	92	
97	81	93	93	
98	82	94	94	
99	83	95	95	
100	84	96	96	
101	85	97	97	
102	86	98		
103	87	99		
104	88	100		
105	89	101		
106	90	102		
107	91	103		
108	92	104		
109	93	105		
110	94	106		
111	95	107		
112	96	108		
113	97	109		
114	98	110		
115	99	111		
116	100	112		
117	101	113		
118	102	114		
119	103	115		
120	104	116		
121	105	117		
122		118		
123		119		
124		120		
125		121		
126		122		
127		123		
128		124		
129		125		
130		126		
131		127		
132		128		
133		129		

.....
 鹿児島県職員の通勤手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 28 日

鹿児島県知事 塩田 康一

鹿児島県規則第35号

鹿児島県職員の通勤手当支給規則の一部を改正する規則

鹿児島県職員の通勤手当支給規則（昭和33年鹿児島県規則第93号）の一部を次のように改正

する。

第 3 条第 1 項後段中「又は」を「若しくは」に改め、「場合」の次に「又は第 15 条第 1 項第 3 号若しくは第 4 号の職員たる要件を欠くに至った場合」を加える。

第 4 条第 1 項中「提示」を「提示又は第 15 条第 1 項第 3 号若しくは第 4 号の職員たる要件を具備していることを証明する書類の提出」に改める。

第 6 条中「特別急行列車等」を「条例第 11 条第 3 項に規定する特別急行列車等（以下「特別急行列車等」という。）」に改める。

第 8 条第 1 項中「（次項）」を「（次項及び第 8 条の 3 第 2 号）」に改め、同項第 1 号中「第 11 条第 7 項」を「第 11 条第 8 項」に改める。

第 8 条の 3 第 1 号中「（同項第 1 号に規定する 1 箇月当たりの運賃等相当額（以下「1 箇月当たりの運賃等相当額」という。）及び同項第 2 号に定める額の合計額が 55,000 円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000 円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）」を削り、同条第 2 号中「1 箇月当たりの運賃等相当額（2 以上の普通交通機関等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあっては）」を「運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（普通交通機関等が 2 以上ある場合においては）」に改める。

第 9 条中「通常の通勤の経路及び方法による場合には公署を異にする異動又は在勤する公署の移転前の通勤時間より長時間の通勤時間を要することとなること等の通勤の実情の」を「通勤の実情に」に改める。

第 10 条中「において、特別急行列車等を通勤のため利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の」を「おける次に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 通勤のため利用する特別急行列車等に係る経路に変更が生じないときの当該転居後の住居
- (2) 通勤のため利用する特別急行列車等に係る経路に変更が生じるときの当該転居後の住居であつて次に掲げるもの
 - ア 条例第 11 条第 3 項本文に規定する直前の住居から通勤する場合に利用する特別急行列車等に係る経路の起点となる駅等（イにおいて「旧最寄り駅等」という。）と、当該転居後の住居から通勤する場合に利用する特別急行列車等に係る経路の起点となる駅等（イにおいて「新最寄り駅等」という。）とが、特別急行列車等に係る経路において隣接している場合における当該転居後の住居
 - イ アに掲げるもののほか、旧最寄り駅等と新最寄り駅等との間の特別急行列車等に係る経路の距離が 60 キロメートルの範囲内にある場合における当該転居後の住居
- (3) 前 2 号に掲げる住居のほか、知事が人事委員会と協議してこれに準ずる住居であると認めるもの

第 11 条を次のように改める。

第 11 条 削除

第 12 条の見出し中「特別急行列車等」の次に「の利用に係る特別料金等」を加え、同条第 1 項中「特別急行列車等に」を「特別急行列車等の利用に係る特別料金等に」に改め、同条第 2 項中「特別急行列車等」の次に「の利用に係る特別料金等」を加え、同条第 3 項中「特別料金等の額の 2 分の 1 に相当する額」を「特別料金等相当額（第 15 条の 2 第 4 項において「特別料金等相当額」という。）」に改め、同項後段中「同項第 1 号」を「同項第 1 号及び第 2 号」に、「「価額」とあるのは「価額の 2 分の 1 に相当する額」と、同項第 2 号中「普通交通機関等」とあるのは「特別急行列車等」と、「運賃等の」を「同項第 2 号中「運賃等」に、「特別料金等の額の 2 分の 1 に相当する」を「特別料金等」に改める。

第 13 条中「において、特別急行列車等を通勤のため利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の」を「おける次に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 通勤のため利用する特別急行列車等に係る経路に変更が生じないときの当該転居後の住居
- (2) 通勤のため利用する特別急行列車等に係る経路に変更が生じるときの当該転居後の住居であつて次に掲げるもの

ア 条例第 11 条第 4 項に規定する直前の住居から通勤する場合に利用する特別急行列車等に係る経路の起点となる駅等（イにおいて「旧最寄り駅等」という。）と、当該転居後の住居から通勤する場合に利用する特別急行列車等に係る経路の起点となる駅等（イにおいて「新最寄り駅等」という。）とが、特別急行列車等に係る経路において隣接している場合における当該転居後の住居

イ アに掲げるもののほか、旧最寄り駅等と新最寄り駅等との間の特別急行列車等に係る経路の距離が 60 キロメートルの範囲内にある場合における当該転居後の住居

(3) 前 2 号に掲げる住居のほか、知事が人事委員会と協議してこれに準ずる住居であると認めるもの

第 14 条中「人事交流等により給料表の適用を受ける職員となつた者のうち、当該適用の直前の勤務地と所在する地域を異にする公署に在勤することとなつたことに伴い、通常の通勤の経路及び方法による場合には当該適用前の通勤時間より長時間の通勤時間を要することとなること等の通勤の実情の変更を生ずる者」を「次に掲げる職員」に改め、同条に次の各号を加える。

(1) 新たに給料表の適用を受ける職員となつた者（人事交流等により給料表の適用を受ける職員となつた者（次号において「人事交流等職員」という。）を除く。）のうち、当該適用の直前の住居と所在する地域を異にする公署に在勤することとなつた者

(2) 人事交流等職員のうち、当該適用の直前の勤務地と所在する地域を異にする公署に在勤することとなつたことに伴い、通勤の実情に変更を生ずる職員

第 15 条第 1 号中「、当該事由」を「、当該事由の発生に伴い、当該事由」に、「当該事由の発生の日以後に転居する場合において、特別急行列車等を通勤のため利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居」を「特定住居」に改め、「でその利用が第 11 条に規定する基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるもの」を削り、「通常の通勤の経路及び方法による場合には当該事由の発生前の通勤時間より長時間の通勤時間を要することとなること等の通勤の実情の」を「通勤の実情に」に改め、同号中アを削り、イをアとし、ウをイとし、同条第 2 号中「配偶者（」の次に「届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）（」を加え、「当該住居」を「当該転居後の住居（特定住居を含む。）」に改め、「でその利用が第 11 条に規定する基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるもの」を削り、同条中第 3 号を第 5 号とし、第 2 号の次に次の 2 号を加える。

(3) 職員又は配偶者の公署を異にする異動又は在勤する公署の移転（配偶者が職員でない場合にあっては、これらに相当するものを含む。）に伴い、配偶者と同居して満 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子を養育するため、職員及び配偶者の通勤を考慮した地域の住居に転居した職員で、当該転居後の住居（当該転居の日以後に当該地域へ転居する場合における当該日以後の転居後の住居を含む。）からの通勤のため、特別急行列車等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（特別急行列車等を利用しなければ通勤することが知事が人事委員会と協議して定める基準に照らして困難であると認められ、かつ、当該子の養育を行つているものに限る。）

(4) 職員又は配偶者の父母（介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 19 条第 1 項に規定する要介護認定を受けている者に限る。）の介護に伴い、当該父母の住居又はその近隣の住居に転居した職員で、当該転居後の住居（当該転居の日以後に当該父母の住居又はその近隣の住居を転居する場合における当該日以後の転居後の住居を含む。）からの通勤のため、特別急行列車等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（特別急行列車等を利用しなければ通勤することが知事が人事委員会と協議して定める基準に照らして困難であると認められ、かつ、当該父母の介護を行つているものに限る。）

第 15 条に次の 1 項を加える。

2 前項第 1 号及び第 2 号において「特定住居」とは、同項第 1 号ア若しくはイに掲げる事由の発生又は同項第 2 号に規定する転居（以下この項において「事由の発生等」という。）の日以後に転居する場合における当該事由の発生等の日以後の転居後の住居（以下この項において「転居後の住居」という。）であつて次に掲げるものをいう。

(1) 通勤のため利用する特別急行列車等に係る経路に変更が生じないときの当該転居後の住

居

- (2) 通勤のため利用する特別急行列車等に係る経路に変更が生じたときの当該転居後の住居であつて次に掲げるもの

ア 当該事由の発生等の直前の住居から通勤する場合に利用する特別急行列車等に係る経路の起点となる駅等（イにおいて「旧最寄り駅等」という。）と、当該転居後の住居から通勤する場合に利用する特別急行列車等に係る経路の起点となる駅等（イにおいて「新最寄り駅等」という。）とが、特別急行列車等に係る経路において隣接している場合における当該転居後の住居

イ アに掲げるもののほか、旧最寄り駅等と新最寄り駅等との間の特別急行列車等に係る経路の距離が60キロメートルの範囲内にある場合における当該転居後の住居

- (3) 前 2 号に掲げる住居のほか、知事が人事委員会と協議してこれに準ずる住居であると認めるもの

第15条の2第1項中「第4項各号に掲げる」を「第4項に規定する」に、「当該各号」を「同項」に、「及び第17条」を「、第16条の2第2項及び第17条」に改め、同条第2項中「離職し」を「離職（職員が離職の日又はその翌日（当該翌日が鹿児島県の休日を定める条例（平成元年鹿児島県条例第37号）第1条第1項に規定する県の休日に当たるときは、当該翌日後において当該翌日に最も近い県の休日でない日を含む。）に新たに給料表の適用を受けることとなる場合の離職を除く。以下同じ。）をし」に改め、同条第4項を次のように改める。

- 4 条例第11条第6項の規則で定める通勤手当は、1箇月当たりの運賃等相当額等（第8条の3第3号に掲げる職員に係るものを除く。）条例第11条第2項第2号に定める額（第8条の3第2号に掲げる職員に係るものを除く。）及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（特別急行列車等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額（第16条の2第2項において「1箇月当たりの通勤手当算出基礎額」という。）が15万円を超えるときにおける通勤手当とし、条例第11条第6項の規則で定める期間は、その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間とする。

第16条の2第1項中「第11条第6項」を「第11条第7項」に改め、同項第3号中「おいて法」を「おいて地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）」に改め、同条第2項中「普通交通機関等に係る通勤手当に係る条例第11条第6項」を「条例第11条第7項」に改め、同項第1号中「1箇月当たりの運賃等相当額等（第8条の3第1号に掲げる職員にあつては、1箇月当たりの運賃等相当額及び条例第11条第2項第2号に定める額の合計額。以下この項において同じ。）が55,000円」を「1箇月当たりの通勤手当算出基礎額が15万円」に、「普通交通機関等（」を「普通交通機関等又は特別急行列車等（」に、「運賃等相当額等が55,000円」を「通勤手当算出基礎額が15万円」に、「普通交通機関等）」を「普通交通機関等及び特別急行列車等）」に、「普通交通機関等に」を「普通交通機関等及び特別急行列車等に」に、「運賃等の」を「運賃等及び特別料金等の」に改め、同項第2号を次のように改める。

- (2) 1箇月当たりの通勤手当算出基礎額が15万円を超えていた場合 15万円に事由発生月の翌月から支給単位期間等に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は前項各号に掲げる事由に係る普通交通機関等及び特別急行列車等についての払戻金相当額の合計額並びに知事が人事委員会と協議して定める額の合計額のいずれか低い額（事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあつては、零）

第16条の2第3項を削り、同条第4項中「第11条第6項」を「第11条第7項」に、「前2項」を「前項」に改め、「ときは、」の次に「知事が人事委員会と協議して定めるところにより」を加え、同項を同条第3項とする。

第16条の3第1項中「第11条第7項」を「第11条第8項」に改め、同項第1号ア中「通勤手当を」を「特別料金に係る通勤手当を」に改め、「当該特別急行列車等」の次に「の利用に係る特別料金等」を加え、同条第2項第2号を次のように改める。

- (2) 法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受け、外国派遣条例第2条第1項若しくは公益的法人等派遣条例第2条第1項の規定により派遣され、地方公務員の育児休業等に関する法律第2条の規定により育児休業をし、法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業をし、法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をし、鹿児島県職員の分限に関

する手続及び効果に関する条例第 1 条の 2 の規定により休職にされ、研修等のために旅行をし、又は休暇により通勤しないこととなること。

別記第 1 号様式中「☐住居の変更」を「☐住居の変更（☐転居日の通勤 ☐有 ☐無）」に改める。

別記第 2 号様式（その 1）中

「

☐ 回数券等を使用して利用する交通機関等がある交替制勤務に従事する職員等
平均 1 箇月当たりの通勤所要回数

回

」を

「

☐ 回数券等を使用して利用する交通機関等がある職員（交替制勤務等）
1 箇月当たりの平均通勤所要回数

回

」に、

普通交通機関等と自動車の併用者 規則第 8 条の 3 ☐ 第 1 号 ☐ 第 2 号 ☐ 第 3 号	1 箇月当たりの運賃等相当額と自動車等の額の合計額	円
1 箇月当たりの運賃等相当額の合計額又は 1 箇月当たりの運賃等相当額と自動車等の額の合計額が 55,000 円を超えるとき		
55,000 円 × [箇月] =		円

」

を

「

普通交通機関等と自動車等の併用者 規則第 8 条の 3 ☐ 第 1 号 ☐ 第 2 号 ☐ 第 3 号
1 箇月当たりの運賃等相当額と自動車等の額の合計額

円

」

に、

「

年 月 日 改正	円	年 月 日 改正	円
----------	---	----------	---

を

年 月 から		1 2 3 4 5 6	
年 月 まで		7 8 9 10 11 12	

」

「

年 月 日 改正	円	年 月 日 改正	円
----------	---	----------	---

」に改める。

別記第 2 号様式（その 2）を次のように改める。

(その2)

順路	算出の基礎となる特別急行列車等		定期券 回数券 その他の別	特別料金等の 額の算出基礎		特別料金等相当額		1箇月当たりの 特別料金等相当額	特別急行列車等 の認定期間	取扱者 認印	支給月 (支給月に○印を付す。) (毎月の場合は省略可)	備考
	特別急行列車等 の名称	利用区間		回数券 その他	定期券 回数券 その他	定額 (箇月)	券額 (箇月)					
特別急行列車等利用者	1				円	円	円	円	年から 年々まで		1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	
	改正				円	円	円	円	年から 年々まで		1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	
	2				円	円	円	円	年から 年々まで		1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	
	改正				円	円	円	円	年から 年々まで		1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	
1箇月当たりの特別料金等相当額の合計額								円	年 月 日 改正	円	年 月 日 改正	円
1箇月当たりの運賃等相当額の合計額。 自動車の額及び1箇月当たりの特別料金等相当 額の合計額の合計額が15万円を超えるとき								150,000円×〔 箇月〕＝ 円	年 月 日 改正	円	年 月 日 改正	円
支払額		円	円	円	円	円	円	円	年 月 日	職名 氏名	年 月 日	備考
年 月 日 改正	円	円	円	円	円	円	円	円	年 月 日	職名 氏名	年 月 日	
年 月 日 改正	円	円	円	円	円	円	円	円	年 月 日	職名 氏名	年 月 日	
所属長の確認・決定 (改定)欄												
支払額		円	円	円	円	円	円	円	年 月 日	職名 氏名	年 月 日	備考
年 月 日 改正	円	円	円	円	円	円	円	円	年 月 日	職名 氏名	年 月 日	
年 月 日 改正	円	円	円	円	円	円	円	円	年 月 日	職名 氏名	年 月 日	
返納事由 規則第16条の2第1項												
返納事由 規則第16条の2第1項												
返納事由 規則第16条の2第1項												
返納事由 規則第16条の2第1項												
返納事由 規則第16条の2第1項												
返納事由 規則第16条の2第1項												
返納事由 規則第16条の2第1項												
返納事由 規則第16条の2第1項												
返納事由 規則第16条の2第1項												
返納事由 規則第16条の2第1項												
返納事由 規則第16条の2第1項												
返納事由 規則第16条の2第1項												
返納事由 規則第16条の2第1項												
返納事由 規則第16条の2第1項												
返納事由 規則第16条の2第1項												
返納事由 規則第16条の2第1項												
返納事由 規則第16条の2第1項												
返納事由 規則第16条の2第1項												
返納事由 規則第16条の2第1項												
返納事由 規則第16条の2第1項												
返納事由 規則第16条の2第1項												
返納事由 規則第16条の2第1項												
返納事由 規則第16条の2第1項												
返納事由 規則第16条の2第1項												
返納事由 規則第16条の2第1項												
返納事由 規則第16条の2第1項												
返納事由 規則第16条の2第1項												
返納事由 規則第16条の2第1項												
返納事由 規則第16条の2第1項												
返納事由 規則第16条の2第1項												
返納事由 規則第16条の2第1項												
返納事由 規則第16条の2第1項												
返納事由 規則第16条の2第1項												
返納事由 規則第16条の2第1項												
返納事由 規則第16条の2第1項												
返納事由 規則第16条の2第1項												
返納事由 規則第16条の2第1項												
返納事由 規則第16条の2第1項												
返納事由 規則第16条の2第1項												
返納事由 規則第16条の2第1項												
返納事由 規則第16条の2第1項												
返納事由 規則第16条の2第1項												
返納事由 規則第16条の2第1項												
返納事由 規則第16条の2第1項												
返納事由 規則第16条の2第1項												
返納事由 規則第16条の2第1項												
返納事由 規則第16条の2第1項												
返納事由 規則第16条の2第1項												
返納事由 規則第16条の2第1項												
返納事由 規則第16条の2第1項												
返納事由 規則第16条の2第1項												
返納事由 規則第16条の2第1項												
返納事由 規則第16条の2第1項												
返納事由 規則第16条の2第1項												
返納事由 規則第16条の2第1項												
返納事由 規則第16条の2第1項												
返納事由 規則第16条の2第1項												
返納事由 規則第16条の2第1項												
返納事由 規則第16条の2第1項												
返納事由 規則第16条の2第1項												
返納事由 規則第16条の2第1項												
返納事由 規則第16条の2第1項												
返納事由 規則第16条の2第1項												
返納事由 規則第16条の2第1項												
返納事由 規則第16条の2第1項												
返納事由 規則第16条の2第1項												
返納事由 規則第16条の2第1項												
返納事由 規則第16条の2第1項												
返納事由 規則第16条の2第1項												
返納事由 規則第16条の2第1項												
返納事由 規則第16条の2第1項												
返納事由 規則第16条の2第1項												
返納事由 規則第16条の2第1項												
返納事由 規則第16条の2第1項												
返納事由 規則第16条の2第1項												
返納事由 規則第16条の2第1項												
返納事由 規則第16条の2第1項												
返納事由 規則第16条の2第1項												
返納事由 規則第16条の2第1項												
返納事由 規則第16条の2第1項												
返納事由 規則第16条の2第1項												
返納事由 規則第16条の2第1項												
返納事由 規則第16条の2第1項												
返納事由 規則第16条の2第1項												
返納事由 規則第16条の2第1項												
返納事由 規則第16条の2第1項												
返納事由 規則第16条の2第1項												
返納事由 規則第16条の2第1項												
返納事由 規則第16条の2第1項												
返納事由 規則第16条の2第1項												
返納事由 規則第16条の2第1項												
返納事由 規則第16条の2第1項												
返納事由 規則第16条の2第1項												
返納事由 規則第16条の2第1項												
返納事由 規則第16条の2第1項												
返納事由 規則第16条の2第1項												
返納事由 規則第16条の2第1項												
返納事由 規則第16条の2第1項												
返納事由 規則第16条の2第1項												
返納事由 規則第16条の2第1項												
返納事由 規則第16条の2第1項												
返納事由 規則第16条の2第1項												
返納事由 規則第16条の2第1項												
返納事由 規則第16条の2第1項												
返納事由 規則第16条の2第1項												
返納事由 規則第16条の2第1項												
返納事由 規則第16条の2第1項												
返納事由 規則第16条の2第1項												
返納事由 規則第16条の2第1項												
返納事由 規則第16条の2第1項												
返納事由 規則第16条の2第1項												
返納事由 規則第16条の2第1項												
返納事由 規則第16条の2第1項												
返納事由 規則第16条の2第1項												
返納事由 規則第16条の2第1項												
返納事由 規則第16条の2第1項												
返納事由 規則第16条の2第1項												
返納事由 規則第16条の2第1項												
返納事由 規則第16条の2第1項												
返納事由 規則第16条の2第1項												
返納事由 規則第16条の2第1項												
返納事由 規則第16条の2第1項												
返納事由 規則第16条の2第1項												
返納事由 規則第16条の2第1項												
返納事由 規則第16条の2第1項												
返納事由 規則第16条の2第1項												
返納事由 規則第16条の2第1項												
返納事由 規則第16条の2第1項												
返納事由 規則第16条の2第1項												
返納事由 規則第16条の2第1項												
返納事由 規則第16条の2第1項												
返納事由 規則第16条の2第1項												
返納事由 規則第16条の2第1項												
返納事由 規則第16条の2第1項												
返納事由 規則第16条の2第1項												
返納事由 規則第16条の2第1項												
返納事由 規則第16条の2第1項												
返納事由 規則第16条の2第1項												
返納事由 規則第16条の2第1項												
返納事由 規則第16条の2第1項												
返納事由 規則第16条の2第1項												
返納事由 規則第16条の2第1項												
返納事由 規則第16条の2第1項												
返納事由 規則第16条の2第1項												
返納事由 規則第16条の2第1項												
返納事由 規則第16条の2第1項												
返納事由 規則第16条の2第1項												
返納事由 規則第16条の2第1項												
返納事由 規則第16条の2第1項												
返納事由 規則第16条の2第1項												
返納事由 規則第16条の2第1項												
返納事由 規則第16条の2第1項												
返納事由 規則第16条の2第1項												
返納事由 規則第16条の2第1項												
返納事由 規則第16条の2第1項												
返納事由 規則第16条の2第1項												
返納事由 規則第16条の2第1項												
返納事由 規則第16条の2第1項												
返納事由 規則第16条の2第1項												
返納事由 規則第16条の2第1項												
返納事由 規則第16条の2第1項												
返納事由 規則第16条の2第1項												
返納事由 規則第16条の2第1項												
返納事由 規則第16条の2第1項												
返納事由 規則第16条の2第1項												
返納事由 規則第16条の2第1項												
返納事由 規則第16条の2第1項												
返納事由 規則第16条の2第1項												
返納事由 規則第16条の2第1項												
返納事由 規則第16条の2第1項												
返納事由 規則第16条の2第1項												
返納事由 規則第16条の2第1項												
返納事由 規則第16条の2第1項												
返納事由 規則第16条の2第1項												
返納事由 規則第16条の2第1項												
返納事由 規則第16条の2第1項												
返納事由 規則第16条の2第1項												
返納事由 規則第16条の2第1項												
返納事由 規則第16条の2第1項												
返納事由 規則第16条の2第1項												
返納事由 規則第16条の2第1項												
返納事由 規則第16条の2第1項												
返納事由 規則第16条の2第1項												
返納事由 規則第16条の2第1項												
返納事由 規則第16条の2第1項												
返納事由 規則第16条の2第1項												
返納事由 規則第16条の2第1項												
返納事由 規則第16条の2第1項												
返納事由 規則第16条の2第1項												
返納事由 規則第16条の2第1項												
返納事由 規則第16条の2第1項												
返納事由 規則第16条の2第1項												

注 特別料金等の額に改定があつた場合における「特別急行列車等の認定期間」の欄の「年 月まで」は、改定があつた月（定期券の通用期間中に係る最後の月）を記入すること。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
（施行日前から引き続き支給されている通勤手当に関する経過措置）
- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前から引き続き職員（鹿児島県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和 7 年鹿児島県条例第 12 号）第 1 条の規定による改正前の鹿児島県職員の給与に関する条例（昭和 26 年鹿児島県条例第 13 号）（以下この項及び次項において「改正前の給与条例」という。）第 11 条第 2 項第 1 号に規定する 1 箇月当たりの運賃等相当額（この規則による改正前の鹿児島県職員の通勤手当支給規則（以下この項及び次項において「改正前の通勤手当規則」という。）第 8 条の 3 第 3 号に掲げる職員に係るものを除き、2 以上の普通交通機関等（改正前の通勤手当規則第 6 条に規定する普通交通機関等をいう。第 1 号において同じ。）を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあっては、その合計額。以下この項及び次項第 1 号において「改正前の 1 箇月当たりの運賃等相当額」という。）、同項第 2 号に規定する額（改正前の通勤手当規則第 8 条の 3 第 2 号に掲げる職員に係るものを除く。以下この項及び次項第 1 号において「改正前の自動車等の利用に係る額」という。）及び改正前の給与条例第 11 条第 3 項第 1 号に規定する特別料金等の額をその支給単位期間（同条第 7 項に規定する支給単位期間をいう。次項において同じ。）の月数で除して得た額（2 以上の特別急行列車等（同条第 3 項に規定する特別急行列車等をいう。）を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあっては、その合計額。次項第 2 号において「改正前の 1 箇月当たりの特別料金等相当額」という。）の合計額が 15 万円を超えている職員を除く。）に支給されている通勤手当のうち次に掲げるもの（施行日の前日及び施行日を含む支給単位期間等（改正前の通勤手当規則第 15 条の 2 第 1 項に規定する支給単位期間等をいう。）に係るものに限る。）については、なお従前の例による。
 - （1）普通交通機関等及び改正前の給与条例第 11 条第 1 項第 2 号に規定する自動車等に係る通勤手当（改正前の 1 箇月当たりの運賃等相当額及び改正前の自動車等の利用に係る額の合計額が 55,000 円を超える場合のものに限る。）
 - （2）改正前の給与条例第 11 条第 3 項第 1 号に規定する特別急行列車等に係る通勤手当
- 3 前項の規定によりなお従前の例によることとされた通勤手当を支給されている職員には、当該通勤手当が支給されている間、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、各月における当該各号に定める額（1 円未満の端数がある場合にあってはその端数を切り捨てた額とし、当該各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合にあっては当該各号に定める額の合計額とする。）を、支給単位期間を 1 箇月とする通勤手当として支給する。
 - （1）前項第 1 号に掲げる通勤手当を支給されている場合 改正前の 1 箇月当たりの運賃等相当額及び改正前の自動車等の利用に係る額の合計額から 55,000 円を減じて得た額
 - （2）前項第 2 号に掲げる通勤手当を支給されている場合 改正前の 1 箇月当たりの特別料金等相当額から当該 1 箇月当たりの特別料金等相当額の 2 分の 1 に相当する額（その額が 2 万円を超える場合にあっては、2 万円）を減じて得た額
（権衡職員等への通勤手当に関する経過措置）
- 4 この規則による改正後の鹿児島県職員の通勤手当支給規則（次項及び附則第 6 項において「改正後の通勤手当規則」という。）第 13 条の規定は、施行日以後にされた転居について適用する。
- 5 改正後の通勤手当規則第 14 条の規定は、施行日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。
- 6 改正後の通勤手当規則第 15 条第 1 項第 3 号及び第 4 号の規定は、施行日前にこれらの号に掲げる職員となった者（これらの号に規定する当該日以降の転居をしたものを除く。）にも適用する。
（鹿児島県職員の超過勤務手当等の支給に関する規則等の一部を改正する規則の一部改正）
- 7 鹿児島県職員の超過勤務手当等の支給に関する規則等の一部を改正する規則（令和 5 年鹿児島県規則第 32 号）の一部を次のように改正する。
附則第 5 条及び第 6 条を次のように改める。

第 5 条及び第 6 条 削除

.....

鹿児島県職員の期末手当及び勤勉手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 28 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県規則第 36 号

鹿児島県職員の期末手当及び勤勉手当支給規則の一部を改正する規則

鹿児島県職員の期末手当及び勤勉手当支給規則（昭和 44 年鹿児島県規則第 50 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条第 1 項中「当該職員が次の各号のいずれかに該当するか」を「次の各号に掲げる職員の区分」に改め、同項ただし書中「第 1 号及び第 2 号」を「第 1 号ア及びイ」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 次号に掲げる職員以外の職員 当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合

ア 勤務成績が特に優秀な職員 100 分の 121.5 以上 100 分の 315 以下（勤勉手当支給条例第 4 条第 1 項第 1 号に規定する特定幹部職員（以下この条及び次条において「特定幹部職員」という。）にあつては、100 分の 143.5 以上 100 分の 375 以下）

イ 勤務成績が優秀な職員 100 分の 112.5 以上 100 分の 121.5 未満（特定幹部職員にあつては、100 分の 132.5 以上 100 分の 143.5 未満）

ウ 勤務成績が良好な職員 100 分の 103.5（特定幹部職員にあつては、100 分の 123.5）

エ 勤務成績が良好でない職員 100 分の 103.5 未満（特定幹部職員にあつては、100 分の 123.5 未満）

(2) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 15 年鹿児島県条例第 2 号。以下「任期付職員条例」という。）第 4 条第 1 項の給料表の適用を受ける職員 当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合

ア 勤務成績が優秀な職員 100 分の 87.5 以上 100 分の 262.5 以下

イ 勤務成績が良好な職員 100 分の 77.5

ウ 勤務成績が良好でない職員 100 分の 77.5 未満

第 14 条第 2 項中「同項第 4 号」を「同項第 1 号エ又は第 2 号ウ」に改め、同条第 3 項中「第 1 項第 1 号及び第 2 号」を「第 1 項第 1 号ア及びイ」に改める。

第 15 条第 1 項中「次の各号」の次に「に掲げる職員の区分」を加え、同項第 1 号中「100 分の 52.25」を「100 分の 51」に、「100 分の 63.25」を「100 分の 62」に改め、同項第 2 号中「100 分の 50.5」を「100 分の 49.25」に、「100 分の 59.75」を「100 分の 58.5」に改め、同項第 3 号中「100 分の 50.5」を「100 分の 49.25」に、「100 分の 59.75」を「100 分の 58.5」に改める。

別表第 1 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 15 年鹿児島県条例第 2 号。以下「任期付職員条例」という。）第 4 条第 1 項の給料表の項中「一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 15 年鹿児島県条例第 2 号。以下「任期付職員条例」という。）」を「任期付職員条例」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

.....

鹿児島県職員の地域手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 28 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県規則第 37 号

鹿児島県職員の地域手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

鹿児島県職員の地域手当の支給に関する規則（昭和 46 年鹿児島県規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 2 条，第 3 条関係）

都 府 県	支 給 地 域	級 地
東京都	特別区	1 級地
岐阜県	岐阜市	5 級地
愛知県	名古屋市	3 級地
大阪府	大阪市	2 級地
福岡県	福岡市	4 級地

附 則

（施行期日）

- この規則は，令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
（令和 10 年 3 月 31 日までの間における地域手当）
- 令和 10 年 3 月 31 日までの間における鹿児島県職員の給与に関する条例（昭和 26 年鹿児島県条例第 13 号）第 10 条の 2 第 1 項の知事が人事委員会と協議して定める地域は，この規則による改正後の鹿児島県職員の地域手当の支給に関する規則第 2 条の規定にかかわらず，附則別表に掲げる地域とする。
- 鹿児島県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和 7 年鹿児島県条例第 12 号。以下「改正給与条例」という。）附則第 6 項の知事が人事委員会と協議して定める地域手当の級地の区分は次に掲げる区分とし，同項の知事が人事委員会と協議して定める割合は当該各号に掲げる級地の区分に応じ当該各号に定める割合とする。
 - 20 パーセント級地 100 分の 20
 - 16 パーセント級地 100 分の 16
 - 15 パーセント級地 100 分の 15
 - 14 パーセント級地 100 分の 14
 - 13 パーセント級地 100 分の 13
 - 12 パーセント級地 100 分の 12
 - 11 パーセント級地 100 分の 11
 - 10 パーセント級地 100 分の 10
 - 9 パーセント級地 100 分の 9
 - 8 パーセント級地 100 分の 8
 - 7 パーセント級地 100 分の 7
 - 6 パーセント級地 100 分の 6
 - 5 パーセント級地 100 分の 5
 - 4 パーセント級地 100 分の 4
 - 3 パーセント級地 100 分の 3
 - 2 パーセント級地 100 分の 2
 - 1 パーセント級地 100 分の 1
- 改正給与条例附則第 6 項後段の人事委員会と協議して定める級地は，附則別表に定めるとおりとする。

附則別表（附則第 2 項，附則第 4 項関係）

都 府 県	支 給 地 域	級 地
東京都	特別区	20 パーセント級地
岐阜県	岐阜市	5 パーセント級地
愛知県	名古屋市	14 パーセント級地
大阪府	大阪市	16 パーセント級地
福岡県	福岡市	9 パーセント級地
長崎県	長崎市	2 パーセント級地

.....

鹿児島県職員の特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 28 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県規則第38号

鹿児島県職員の特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

鹿児島県職員の特地勤務手当等に関する規則（昭和46年鹿児島県規則第23号）の一部を次のように改正する。

第 6 条を次のように改める。

第 6 条 条例第13条の 2 第 2 項の規定により特地勤務手当に準ずる手当を支給される職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 新たに特地公署又は準特地公署に該当することとなつた公署に在勤する職員で、その特
地公署又は準特地公署に該当することとなつた日（以下「指定日」という。）前 3 年以内に
当該公署に異動し、当該異動に伴つて住居を移転したもの
- (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の 4 第 1 項又は第22条の 5 第 1 項若しく
は第 2 項の規定による採用をされ、かつ、当該採用の日の前日に在勤していた公署に引き
続き在勤することとなつた職員のうち、当該採用の日前から引き続き勤務していたものと
した場合に、新たに特地公署又は準特地公署に該当することとなつた公署に在勤する職員
で、指定日前 3 年以内に当該公署に異動し、当該異動に伴つて住居を移転したものとなる
もの

2 条例第13条の 2 第 2 項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の支給期間及び額は、次の
各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 前項第 1 号に規定する職員 当該職員の指定日に在勤する公署が同号に規定する異動の
日前に特地公署又は準特地公署に該当していたものとした場合に前条の規定により指定日
以降支給されることとなる期間及び額
- (2) 前項第 2 号に規定する職員 当該職員が同号の採用の日前から条例第 5 条第14項に規定
する定年前再任用短時間勤務職員として引き続き勤務していたものとした場合に前条の規
定により指定日以降支給されることとなる期間及び額

別表中

「

和泊町	大島支庁沖永良部事務所 大島支庁徳之島事務所保健衛生環境課和泊町駐在 機関 鹿児島中央家畜保健衛生所徳之島支所和泊町駐在 機関
知名町	大島支庁総務企画部知名町駐在機関

」

を

「

和泊町	大島支庁沖永良部事務所 大島支庁徳之島事務所保健衛生環境課和泊町駐在 機関 鹿児島中央家畜保健衛生所徳之島支所和泊町駐在 機関
-----	---

」

に改め

る。

附 則

- 1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（令和 4
年鹿児島県条例第27号。次項において「整備条例」という。）附則第 7 条に規定する暫定再任
用職員（次項において「暫定再任用職員」という。）に対するこの規則による改正後の鹿児島
県職員の特地勤務手当等に関する規則（次項において「改正後の規則」という。）第 6 条の規
定の適用については、同条第 1 項第 2 号中「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条
の 4 第 1 項又は第22条の 5 第 1 項若しくは第 2 項」とあるのは「地方公務員法の一部を改正
する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（令和 4 年鹿児島県条例第27号。以下
「整備条例」という。）附則第24条第 1 項若しくは第 2 項又は第25条第 1 項若しくは第 2 項」
と、同条第 2 項第 2 号中「条例第 5 条第14項に規定する定年前再任用短時間勤務職員」とあ

るのは「整備条例附則第 7 条に規定する暫定再任用職員」とする。

- 3 改正後の規則第 6 条第 1 項第 2 号の規定は、令和 7 年 4 月 1 日以後に地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 22 条の 4 第 1 項若しくは第 22 条の 5 第 1 項若しくは第 2 項又は整備条例附則第 24 条第 1 項若しくは第 2 項若しくは第 25 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による採用をされ、当該採用の日前から引き続き勤務していたものとした場合に、同号に規定する異動をした日が令和 7 年 4 月 1 日以後である定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員について適用する。

.....

鹿児島県職員の住居手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 28 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県規則第 39 号

鹿児島県職員の住居手当支給規則の一部を改正する規則

鹿児島県職員の住居手当支給規則（昭和 50 年鹿児島県規則第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「条例第 9 条に規定する扶養親族で条例第 10 条第 1 項の規定による届出がされているものに限る」を「職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）で他に生計の途がなく主として当該職員の扶養を受けているもの及び条例第 9 条第 2 項に規定する扶養親族をいう」に改め、「（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）」を削る。

第 4 条の 3 中「（地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 22 条の 4 第 1 項の規定により採用された職員を除く。）」を削り、「同規則第 5 条第 2 項第 3 号」を「同項第 3 号」に、「国家公務員，他の地方公共団体の職員その他知事が人事委員会と協議して定める者であつた者から引き続き」を「新たに」に改める。

第 6 条に次の 1 項を加える。

- 4 第 1 項の規定にかかわらず、任命権者において居住の実情を認定することができる場合として知事が人事委員会と協議して定める場合には、同項の規定による届出を要しない。

第 7 条第 1 項に後段として次のように加える。

前条第 4 項に規定する場合においても、同様とする。

第 9 条第 1 項中「要件を欠くに至つた日」の次に「（知事が人事委員会と協議して定める場合にあつては、当該要件を欠くに至つた日以降の日で知事が人事委員会と協議して定める日）」を加える。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。